

さよかわ

議会だより



村の木 イロハモミジ

第196号

令和5年6月1日



清川村議会HP



答:おもに『茶業』

茶業活性化により農業におけるSDGs 9番「産業と技術革新の基盤をつくろう」などを目指します。

3月定例会・第1回臨時会

- 議案審議の結果、条例制定・改正 ②～⑤
- 令和5年度当初予算、令和4年度補正予算 ⑤～⑧
- 人事案件、問責決議 ⑨
- 一般質問(6議員14項目) ⑩～⑬
- 第1回臨時会(新しい議会構成ほか)、第3回議会報告会 ⑰～⑱
- 愛甲郡町村議会議員研修会、企画振興常任委員会ほか ⑳

3 月 定 例 会

3月7日から22日までの16日間を会期として開かれました

3月定例会では、村長の施政方針表明および6議員からの一般質問、審議は条例制定2件、条例改正10件、令和5年度当初予算6件、令和4年度補正予算6件、人事案件4件をいずれも原案のとおり可決・同意し、また、小林大介議員に対する問責決議を可決しました。

議案審議の結果

提出	議決日	件 名	審議結果	小林大介	落合美和	城所英樹	細野洋一	藤田義友	笹原和織	山本雅彦
村長	3月22日	清川村個人情報保護条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○
		清川村情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を改正する条例について	可決	○	○	○	○	○	○	○
		清川村情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について	可決	○	○	○	○	○	○	○
		清川村職員定数条例の一部を改正する条例について	可決	○	○	○	○	○	○	○
		清川村職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例について	可決	○	○	○	○	○	○	○
		清川村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	可決	○	○	○	○	○	○	○
		清川村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	可決	○	○	○	○	○	○	○
	3月7日	清川村小児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について	可決	○	○	○	○	○	○	○
		清川村国民健康保険条例の一部を改正する条例について	可決	○	○	○	○	○	○	○
	3月22日	清川村村営住宅条例の一部を改正する条例について	可決	○	○	○	○	○	○	○
3月14日	令和5年度清川村一般会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	
	令和5年度清川村国民健康保険事業特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	

提出	議決日	件名	審議結果	小林大介	落合美和	城所英樹	細野洋一	藤田義友	笹原和織	山本雅彦
村長	3月14日	令和5年度清川村簡易水道事業特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○
		令和5年度清川村下水道事業特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○
		令和5年度清川村介護保険事業特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○
		令和5年度清川村後期高齢者医療事業特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○
	3月7日	令和4年度清川村一般会計補正予算(第7号)	可決	○	○	○	○	○	○	○
	3月22日	令和4年度清川村国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	可決	○	○	○	○	○	○	○
	3月7日	令和4年度清川村簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)	可決	○	○	○	○	○	○	○
		令和4年度清川村下水道事業特別会計補正予算(第5号)	可決	○	○	○	○	○	○	○
	3月22日	令和4年度清川村介護保険事業特別会計補正予算(第3号)	可決	○	○	○	○	○	○	○
		令和4年度清川村後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)	可決	○	○	○	○	○	○	○
		監査委員の選任につき同意を求めることについて	同意	○	○	○	○	○	○	○
	3月7日	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	同意	○	○	○	○	○	○	○
	3月22日	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	同意	○	○	○	○	○	○	○
		副村長の選任につき同意を求めることについて	同意	○	○	○	○	○	○	○
議員	3月22日	清川村議会の個人情報の保護に関する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○
		小林大介議員に対する問責決議案について	可決	除	○	○	-	○	○	○

※細野賢一議長は、採決に加わりません。 ○は賛成 ●は反対 「-」は退席(棄権) 「除」は除斥

条例制定・改正

個人情報の適正な取り扱いを確保するため

【清川村個人情報保護条例の制定】

令和3年5月にデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、併せて個人情報の保護に関する法律が改正されたことから、本村の個人情報の適正な取り扱いを確保するため、新たに本条例を制定するものです。

全員賛成で可決

新たに個人情報の保護に関する議会独自の条例を制定

【清川村議会の個人情報の保護に関する条例の制定】

個人情報の保護に関する

る法律の改正に伴い、令和5年4月1日から、地方公共団体の執行機関に直接適用される個人情報保護法の規定が、地方議会は原則として適用対象外となったことから、新たに議会独自の条例を制定するものです。

全員賛成で可決



個人情報の適正な取扱いのための審議会の設置条例改正について

【清川村情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を改正】

本村の情報の公開に関する制度の改善および個人情報の適正な取扱いの確保のための諮問機関である本審議会の設置条例について、所要の改正をするものです。

全員賛成で可決

個人情報の開示に係る諮問機関である審査会の設置条例改正について

【清川村情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正】

村政情報の公開請求および個人情報の開示請求などに係る諾否決定に対する審査請求の諮問機関である本審査会の設置条例について、所要の改正をするものです。

全員賛成で可決

柔軟な役場職員の配置が可能となるように

【清川村職員定数条例の一部を改正】

職員の適正、かつ効果的・効果的な配置のため、今後、村が取り組む重点施策を見据えて、柔軟な職員配置が可能となるよう、現状の職員配置から

その配分を変更するため、所要の改正をするものです。

全員賛成で可決

職員の定年の段階的引上げや定年年齢を超える職員に係る給与の特例設置などについて

【清川村職員の定年等に関する条例等の一部を改正】

地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年を段階的に65歳に引き上げるとともに、管理監督者上限年齢による降任および定年前再任用短時間勤務の制度並びに60歳を超える職員に係る給与の特例を設けるほか、所要の改正をするものです。

全員賛成で可決



民法・児童福祉法の一部改正と児童福祉施設の運営基準について「児童の安全確保」に関する事項が追加されたことによる改正

【清川村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正】

民法および児童福祉法の一部改正により懲戒権に関する規定が削除されたことに伴い、所要の改正をするものです。

全員賛成で可決

【清川村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正】

保育所をはじめとした児童福祉施設などの運営基準について「児童の安全の確保」に関する事項が追加されたこと、また、民法および児童福祉法の一部改正により懲戒権に

関する規定が削除されたことに伴い、所要の改正をするものです。

全員賛成で可決



【清川村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正】

保育所をはじめとした児童福祉施設などの運営基準について「児童の安全の確保」に関する事項が追加されたことに伴い、所要の改正をするものです。

全員賛成で可決

通院に係る医療費の助成範囲を中学生から高校生までに拡大

【清川村小児の医療費の助成に関する条例の一部を改正】

小児に係る医療費の一部助成について、通院に係る医療費の助成範囲を中学生から高校生などまでに拡大することにより、子育て期における保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、小児の健全な成長を促進するため、所要の改正をするものです。

全員賛成で可決

法令改正に伴う条例の改正

【清川村国民健康保険条例の一部を改正】

健康保険法施行令の一部改正による出産一時金の額の引上げおよび国民健康保険法施行令の一部

改正による保険料の賦課限度額の引上げなどにより、清川村国民健康保険条例についても同様の措置を講ずるため、所要の改正をするものです。

全員賛成で可決

**新たな空き家活用
対策を見据えた条例
改正**

【清川村村営住宅条例の
一部を改正】

空き家活用型村営住宅制度の廃止に伴い、所要の改正をするものです。

全員賛成で可決



廃止された空き家活用型村営住宅（清水ヶ丘）

令和5年度一般会計予算

一般会計の歳入歳出総額は、歳入歳出それぞれ26億3407万3千円で、前年度と比較して

5024万6千円（1.94%）の増となりました。歳入の根幹となる村税

は、法人数の増加と事業収益の回復傾向により法人住民税の増額があるものの、納税義務者の減少に伴う個人村民税の減収、国有資産等所在市町村交付金の減収などにより、前年度と比較して1.5%の減を見込んでいます。

村政の推進については、第3次清川村総合計画の基本構想や後期基本計画に基づき、地域特性を活かし、村民に寄り添った柔軟な村づくりに努めていきます。

このため、第3次清川村総合計画の基本構想を主軸とし、村の将来像である「水と緑の心の源流

郷々輝き・愛着・誇りを育む村づくり」を目指して5つの施策大綱により予算を編成しました。

コロナ禍における子育て世帯への経済的支援として実施していた、村内小学校および中学校給食費並びに保育園副食費の全額補助を継続して実施するほか、中学校卒業までを対象としていた通院医療費に係る助成を、18歳を迎える年度までに拡大するなど、子育て支援を充実させることで人口の維持・増加を目指します。

また、ふれあいセンター無料送迎車の増便および路線バスを用いて通勤している方を対象に、通勤定期券の購入費を補助することで、村民の移動支援の拡充や路線バスの利用を促進し、公共交通の利便性の向上を図ります。



ふれあいセンター無料送迎車を増便

さらに、遊休農地の解消を目標に、農地の活用や耕作放棄地の再利用などを研究するため、新たに農地活性化協議会を設置し、農業の振興を図るとともに緑あふれる景観を保全するなど、いつまでも暮らしたい、誰もが暮らしたくなる、夢と希望に満ちた村づくりに積極的に取り組んでいきます。

全員賛成で可決

一般会計の主な質疑

村税の滞納整理の取組みについて

どう取り組んだのか伺います。

問 財源の確保面から、村税の滞納整理の取組みと徴収率の向上対策について伺います。

答 滞納整理では、納税者と交渉する際は、納税者の生活状況なども聞きながら状況に応じ、分納計画に基づいた納付指導をし、また、徴収率の向上には、現在、県が実施している呉職員による、実地支援制度を活用し、

村職員の徴収技術の向上とノウハウの継承を図りながら、今後、取り組んでいきます。

行革の取組みについて

このような指針の下、見直した事務事業は、全33事業で、廃止した事業が6事業、内容などを見直した事業が5事業、他事業と統合実施する事務事業が1事業、実施手法を見直しや再構築し、次年度へ先送りした事業が21事業です。

問 行革の取組みや健全な行財政運営にむけ、

新年度予算編成に対して

恒久平和事業について

問 被ばく体験者を呼

令和5年度 会計別当初予算の内訳

会計別	令和5年度予算額	令和4年度予算額	比較増減	増減率
一般会計	26億3,407万3千円	25億8,382万7千円	5,024万6千円	1.9%
特別会計	14億4,582万6千円	13億1,469万2千円	1億3,113万4千円	10.0%
国民健康保険事業	4億848万6千円	3億8,670万8千円	2,177万8千円	5.6%
簡易水道事業	1億3,177万0千円	1億5,156万4千円	△1,979万4千円	△13.1%
下水道事業	4億9,718万6千円	3億7,172万5千円	1億2,546万1千円	33.8%
介護保険事業	3億2,361万8千円	3億2,308万8千円	53万0千円	0.2%
後期高齢者医療事業	8,476万6千円	8,160万7千円	315万9千円	3.9%
合計	40億7,989万9千円	38億9,851万9千円	1億8,138万0千円	4.7%

ぶなどして全生徒に伝える方が効果的ではないかと思うが、そのあたりのお考えを伺います。

答 現地で見聞し、感じることも大事な勉強になると考えていますので、今後は、現地での見聞や、併せて体験者に来ていただいたて全生徒にお話を伺うとかを組み合わせて、村としての恒久平和事業を考えていきたいと思

ます。

キャッシュレス決済について

問 村税のキャッシュレス決済などが進んでいるが、利用者の利便性を考慮し、今後、窓口でのキャッシュレスなどについての考えを伺います。

答 当初予算では、窓口における手数料収納の際のキャッシュレス収納の導入の予定はありませんが、窓口におけるキャッ

シュレス収納の導入には多額の費用がかかることから、デジタル化推進や住民の利便性向上、また、費用対効果などを踏まえ、今後、検討を進めたいと考えています。

マイナンバーの普及について

問 マイナンバーの普及率については全国で70%というが、村での普及率について伺います。

答 マイナンバーの普及に関しては、国ベースでは70%、村ベースでは、直近の2月末現在で、申請率で、66・92%ということ、国よりやや低い数値で、現在、申請がされている状況です。

村農地活性化協議会の設置について

問 新規事業として村農地活性化協議会を設置

するとされているが、この協議会の設置目的と役割を伺います。

答 村の農地を将来にわたり活性化し、荒廃地化させないため、関係機関との連携を一本化し、村を事務局に村農業委員会、厚木市農協、県農地課、県農業技術センター、案件により学識経験者のアドバイザーも参加で本協議会を構成しましたが、村農政施策の検討機関としての役割も考え、施策の研究・検討を行うほか、農地の活性化における対策などについて検討を図る場としたいと考えています。

一貫校における複合施設について

問 一貫校における建設審議会ではいろいろな議論しており、複合施設を考えているような話を聞きました、基本的な考えを伺います。

答 地域の方が集まれるようなもの、あるいは放課後子ども教室のような、そういった学校的な機能だけではなく、地域の方たちが使えるような機能についても検討していきたいと考えています。

男女共同参画推進事業について

問 女性進出は、これから村にとって一番の課題でないかと考えているが、現在の計画に基づき実施された事務事業と新年度実施される事務事業について伺います。

答 令和5年2月26日開催の男女共同参画推進講演会の参加者は32名で、男女共に16名ずつ参加しており、令和5年度では、テーマ「女性の視点で考える家族の防災」について、講演を開催する予定になっています。

令和5年度特別会計予算



国民健康保険事業

前年度比5・6%増の
4億848万6千円

当初予算の総額は、4億848万6千円で、前年度と比較して2177万8千円、5・6%の増となりました。

主な要因としては、保険給付費および国民健康保険事業費納付金の増額によるものです。

加入世帯数は486世帯、被保険者数は733人を見込んでいます。

また、令和4年度における保険料については、医療費分として1世帯当たり8万2302円、1人当たり5万4568円を見込んでいます。

全員賛成で可決

簡易水道事業

前年度比13・1%減の
1億3177万円

当初予算の総額は、1億3177万円で、前年度と比較して1979万4千円、13・1%の減となりました。

主な要因としては、配水管新設改良事業費の減額によるものです。

総務管理費の一般管理費では、令和6年度から公営企業会計に移行するための公営企業会計移行経費を計上しており、また、水道管理費では、水道施設などの維持管理経費を計上しており、新規事業として辺室沢予備水源取水施設改修工事、塩水水源取水メーター交換工事を計画しています。

給水事業費は、配水管新設改良事業として村道

谷戸線外配水管改良工事や経年劣化した清水ヶ丘地区の配水管の布設替えを行う清水ヶ丘地区第5回配水管更新工事などを計上しています。

全員賛成で可決



下水道事業

前年度比33・8%増の
4億9718万6千円

当初予算の総額は、4億9718万6千円で、前年度と比較して1億

2546万1千円、33・

8%の増となりました。

主な要因としては、下水道施設ストックマネジメント計画に基づく改築事業費の増額によるものです。

下水道管理費は、主に下水道施設などの維持管理経費を計上しています。下水道整備費は、下水道施設長寿命化事業費を計上しており、新規事業として下水道ストックマネジメント実施計画策定等業務委託および圧送センタースクリーンかす設備更新工事を計画しています。

全員賛成で可決



計画的な長寿命化事業が進められている清川圧送センター

介護保険事業

前年度比0・2%増の
3億2361万8千円

当初予算の総額は、3億2361万8千円で、前年度と比較して53万円、0・2%の増となりました。

在宅の要支援および要介護認定者数については、179人を見込んでおり、また、介護保険サービス利用者数で、居宅介護(予防)サービス利用者数は193人、地域密着型介護(予防)サービス利用者数は41人、施設介護

者数は41人、施設介護

者数は41人、施設介護

サービス利用者数は32人を見込んでいます。

全員賛成で可決

後期高齢者医療事業

前年度比3・9%増の
8476万6千円

当初予算の総額は、8476万6千円で、前年度と比較して315万9千円、3・9%の増となりました。

主な要因としては、保険料、保険基金安定制度繰出金、療養給付費などの定率負担金の増に伴い、県後期高齢者医療広域連合への納付金が増額になったことによるものです。

事業の運営主体は、県下全市町村が加入する広域連合で、村は、広域連合が決定した賦課保険料の徴収と各種届出書の受付などの事務を行います。

なお、村分の被保険者数は495人を見込んでいます。

全員賛成で可決

令和4年度補正予算

一般会計

既定の予算額から780万8千円を減額し、総額を26億8001万1千円としました。

主な補正の内容は、新たに繰越明許費を設定するもの、継続費の年額割を補正するもののほか、歳入については、地方消費税交付金は、県内での消費活動が増えたことに伴う増額、地方交付税は地方交付税法の一部改正に伴い、臨時経済対策費などの再算定がされた結果による増額、財産収入は舟沢分譲地が年度内での販売見込みのないことによる減額、繰入金は財源調整に係る減額、諸収入は指定管理者からの納付見込みが下回ることに伴う減額、歳出については、人件費関係および後期高齢者医療事業特別会

計において、療養給付費が見込みを下回ることに伴う減額のほか、衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種第2期追加接種事業において、これまで実施してきました過年度のワクチン接種に係る国庫支出金の返納額が増額となるほか、各事務事業の執行に伴い、一部不足する経費の増額および関係経費の確定や精査などによる減額の補正をするものです。

全員賛成で可決

国民健康保険事業

既定の予算額から1850万2千円を減額し、総額を3億9277万5千円としました。

主な補正の内容は、歳入では、保険給付費等交付金および財政調整基金繰入金の財源調整に係る

減額、歳出では、療養給付費の減少に伴う一般被保険者療養給付費減額と決算収支の見込みによる財政調整基金積立金減額の補正をするものです。

全員賛成で可決

簡易水道事業

既定の予算額から1336万6千円を減額し、総額を1億3834万円としました。

主な補正の内容は、歳入では、受託工事の見込みがないことによる配水管布設工事受託収入および財源調整による財政調整基金繰入金の減額、歳出では、配水管新設改良



事業における事業実績に伴う減額の補正をするものです。

また、継続費の補正と繰越明許費の設定をしております。

全員賛成で可決

下水道事業

既定の予算額から4248万8千円を減額し、総額を3億3501万7千円としました。

主な補正の内容は、歳入では、事業実績に伴う社会資本整備総合交付金および下水道事業債の減額、歳出では、事業実績に伴う事業費の減額の補正をするものです。

また、継続費の補正と繰越明許費の設定をしております。

全員賛成で可決

介護保険事業

既定の予算額から170万円を減額し、総

額を3億4059万円としました。

主な補正の内容は、歳入では、保険給付費の補正に係る基金繰入金の減額、歳出では、介護予防・生活支援サービス事業費の実績に伴う減額の補正をするものです。

全員賛成で可決



後期高齢者医療事業

既定の予算額から542万円を減額し、総額を7618万7千円としました。

主な補正の内容は、歳入歳出において、前年度の療養給付費などの確定に伴う減額の補正をするものです。

全員賛成で可決

議会会議録がホームページからご覧になれます。

- 会議録検索システムでは、平成19年3月からの本会議の会議録が閲覧・検索できます。
- 本会議の日程や議案審議、一般質問の質疑応答などをご覧いただけます。

清川村トップページ



清川村議会



会議録

からお入りください。

人事案件

監査委員に

杉山 義則氏

任期満了に伴う監査委員の選任について、議会の同意を求められ、杉山義則氏の選任に同意しました。

杉山氏は、厚木市在住で、今回が1期目となります。

全員賛成で同意

固定資産評価審査委員会委員に

齊藤 満雄氏

任期満了に伴う固定資産評価審査委員会委員の任命について、議会の同意を求められ、齊藤満雄氏の任命に同意しました。

全員賛成で同意

教育委員会委員に

小室 美和氏

任期満了に伴う教育委員会委員の任命について、議会の同意を求められ、小室美和氏の任命に同意しました。

小室氏は、別所在住で、今回が1期目となります。

全員賛成で同意

副村長に

川瀬 久弥氏

現職の辞任に伴う副村長の選任について、地方自治法の規定により、議会の同意を求めるもので、川瀬久弥氏の選任に同意しました。

川瀬久弥氏は厚木市在住で、今回が1期目となります。

全員賛成で同意

問責決議

小林大介議員に対する問責決議案

小林大介議員は議員就任後、度重なる問責行動があり、自らの行動を反省して役職辞任をしましたが、再度、度重なる問責行動があったため、議会全体としての品位の保持を傷つけるものがありました。

同議員には、議会の品位を代表する一員としての行動を求め、より深い反省とより一層の見識の向上を願い、問責決議をするものです。

全員賛成で可決
※退席者除く

【問責決議とは？】

国の自治体や地方自治体の首長に、その職務や地位に相応しい責任を問う意思を表明するものです。

傍聴に
おいでよ!



回覧板

議会では傍聴された皆さまのご意見・ご感想をお待ちしております。お気軽にお寄せください。

清川村議会

一般質問

6人の議員が 村政を問う

3月定例会では6人の議員が14項目の一般質問を行いました。

ページ	質問者	質問事項
11	藤田 義友	①道路行政について ②ローリング走行について
12	細野 洋一	①2期目の基本政策について ②ICT活用した村民サービスの向上について ③いきいきと暮らせる生涯学習の推進について ④令和5年度予算に係る重点施策について
13	小林 大介	①こども基本法の理念の実現に向けた方針について ②自治会のあり方について ③幼小中一貫校の複合施設化や地域連携について
14	城所 英樹	①きよかわブランドについて
15	笹原 和織	①コロナ禍後を見据えた村の教育について～体力・健康面 ②コロナ禍後を見据えた村の教育について～学力・精神面 ③村に誇りを持つための教育の在り方について
16	落合 美和	①健康寿命延伸について

※ 一般質問とは、議員が村の行財政全般にわたって、村長をはじめとする執行機関に対して質問することです。
ここでは、質問者がまとめた原稿をもとに、その内容を掲載しています。



藤田 義友 議員

道路行政について (村道宮野線改良のその後の進捗は)

車両通行に支障がある場合は 交差点改良工事などの手法も検討する

村道は、清川村みちづくり計画に基づいて村道の新設・改良が行われていると思えますが、その中で村道宮野線の改良については、一部区間の改良は終了しているものの、未改良区間も多く存在します。平成30年12月定例会においても同様の質問をさせていただいておりませんが、その後の進捗状況および今後の整備をどのように進められるのか伺います。

村長 村道宮野線の改良の経過は、平成18年度に測量および詳細設計、同19年度に用地買収および延長70㍎、幅員4㍎の改良工事を行っており、その後、地権者全員のご協力で令和3年度までに村道宮野下道線との交差点までの161・8㍎の拡幅改良工事が完了しましたが、この交差点部から金門線までの56・1㍎が狭あい区間として残っております。

この狭あい区間を改良



改良が進められてきた村道宮野線

する場合は、道路と住宅地との段差が大きく、道路下側の家屋が近接していることから、両側の土地を利用しての道路拡幅は困難であるため、道路の上側の土地を利用する片側拡幅をせざるを得ない状況であり、また、道路の上側の宅地は高低差があり、擁壁などによる法面工事も必要となり、この場合、現道から6㍎程度ご協力いただくことになるため、車庫の取壊しや庭の大幅縮小など、生活への大きな影響が見込まれます。

しかしながら、車両通行に支障がある場合は交差点改良工事などの手法も考えられますので、今後、検討してまいります。

ローリング走行について (警察による取締り強化申入れを) 警察・関係機関に強く要望していく

県道64号線の土山峠において、土・日曜日および平日の夜間に、上下線とも速度を上げたローリング走行が行われ大変危険であります。

以前は警察の取締りが強化され危険走行が減少した時期もありましたが、最近また増加傾向にあります。

そのようなことから、村民の安心・安全を守るため、警察による取締り強化の申入れができないか伺います。

村長 土山峠でのローリング走行は、厚木警察署の取締りの強化により、一時的に減少しましたが、カーブを高速で走行する危険運転車両が増えての単独事故など、年に数回発生しております。

県警では、平成19年度

からの3年間、県の条例に基づき、村を暴走族追放促進モデル地区に指定し、暴走族などの追放に向けた諸対策に取り組み、ローリング族の検挙などで危険運転が減少し、同22年度には指定が解除された経緯があります。

村では、村長を会長として、厚木警察署、関係機関、交通安全指導隊などで構成する村交通安全対策協議会を設置し、村内の交通安全に関する情報交換や対策を協議しており、また、安全・安心な地域づくりのため、防犯カメラを設置し、犯罪などの抑止効果や事件・事故の際に警察から画像の提供依頼を受けた場合は捜査に協力しています。が、今なお危険行為運転は繰り返されているので、道路の安全走行と、平穩

な日常生活のため、夜間の暴走行為に重点をおいたパトカーでの警戒や取締りを強化していただくなど、厚木警察署や関係機関に強く要望するとともに、村としても警察とも連携を図り、交通安全対策に取り組みたいと考えております。





細野 洋一 議員

村長2期目の基本政策について

1期目で掲げた5つの視点に挑戦する

人口減少・少子高齢化が進む状況で自立した村づくりをどう進めるか。

村長 人口増加策を継続していく考えで、高速道路、246バイパスなどのポテンシャルを活かし、優良農地は守り活用できるところを整理して企業誘導、転入誘導をしながら人口増を図りたい。

細野 人口増人口減少は消滅可能性都市が危惧されるが、将来に向けて多様な村づくりの選択肢の合併議論については。

健康寿命を延伸する取り組みを推進するほか、地域サロン活動、生きがい事業団、高齢者生活支援を推進します。

ICT活用した住民サービス向上は住民ニーズを把握し村民利便性の向上を図る

コロナ禍を契機に各自自治体での急速なデジタル化への取組みを伺います。

村長 住民懇談会などの中で村政の状況を説明しながら、住民にそうした意向があれば議論の事案になってくると思うが、私から合併ありきの話はないという考えです。

村長 国の自治体におけるデジタル化に向けた方針に基づき、村行政改革大綱での効率的な行政運営の中で、先端技術の導入によるキャッシュレス決済の導入、タブレット端末を活用した事務の効率化、ペーパーレス会議の検討、電子決済の導入の検討をしていきます。

細野 引き続き人口増加策を継続するのか。

村長 村の高齢化率は、現在約38%ですが、高齢社会にあっても、いきいきと暮らせるよう介護予防、福祉サービスの充実、

細野 住民サービスの向上について伺います。
政策推進課長 デジタル化を進めることでサービ

スが享受できなくなるといった課題もあるので、しっかりと住民ニーズを把握し、村民の利便性が向上するようICTを活用した取組みを進めます。

細野 村職員でICT専門職は何名か。

総務課長 基本的には、村が必要とする人材を外部から確保できるように準備を進めています。

村民がいいきいきと暮らせる生涯学習の推進について

活動意欲の向上と活動支援ができる人材の育成に努める

村民ための生涯学習をどう推進するか。

村長 生涯教育の重要性は認識しているが、人口減少と高齢化の影響から各種団体の会員が減少し、維持運営が難しい団体への支援などが課題であり、講座や教室を定期

的に開催し、自発的な学習のきっかけづくりや、団体には発表の機会や場所の提供および生涯学習団体に対する各種支援に努めてまいります。

細野 生涯学習団体の衰退や高齢化の進行に対する対策を伺います。

生涯学習課長 主要イベント開催や、音楽、芸術などの講座、教養・スポーツ講座などにより、活動意欲の向上に努め、また、活動の支援ができる人材の育成に努めます。

新年度予算編成に係る基本方針は

支援策はスピード感をもって対応する

新年度予算は、総合計画の総仕上げの年度ですが次の策定方針について

村長 国・県の支援と

の連携および村独自の支援として医療機関や福祉施設に対して光熱費に対する助成金を、また、畜産業者には電気料高騰対策支援として電気料高騰対策を注視しスピード感をもって対応していきます。

②自助・共助・公助での地域ぐるみの支援対策は。

村長 防災訓練は自主防災隊（自治会）の組織力の強化と防災意識の高揚を図る目的で実施しており、災害弱者避難誘導訓練を実施し、避難支援計画により要支援者名簿を活用し、また、関係機関とも連携し避難支援体制づくりを進めます。

③村づくりに関する村民説明会などについて

村長 新年度は新たな総合計画案を示すので、住民懇談会を通じ村民皆さんに説明していきたい。経費は2万4千円です。



小林 大介 議員

こども基本法の理念の 実現に向けた方針について

子どもたちの意見を聞いていく機会を積極的に設けていく

こども基本法が4月1日から施行されるに当たり、「こどもまんなか」の村づくりが求められるところですが、子どもたちの意見を村政に反映させるための取組みとして、国が提案している子どもたちへのヒアリングやSNSなどを活用した意見聴取などの手法を早速進めていこうという思いはありますか。

村長 子どもは大切な村の宝でありますし、子どもたちがどう思っているのかということは、当然村政の中にも必要なことです。

私たちが行って直接聞くことやWebの活用、学校で子どもたちの意見を聞いていく機会を積極的に設けていきます。

小林 子ども施策について、村役場での縦割り行政の課題感や機構改革の必要性についての考えは。

自治会のあり方について

村からの仕事については見直しを検討する

自治会の負担が加入率低下の一因になっていますが、広報紙の配付や募金活動等の依頼をやめることによって負担軽減する考えはありますか。

総務課長 広報のポステ

村長 村の機構再編など、体制の整備については今後の状況により必要性を判断していきます。現状として横の連携はしっかりと取れています。

小林 子どもの権利条例の制定の必要性についての考えは。

村長 条例の制定の必要性については、他の自治体の取組状況などを参考にしていきたいと考えています。

村広報紙「きよかわ通信」



イングといった手法もありますし、村からの仕事をお願いする部分には、少し見直す部分もあるのかもしれないので、検討させていただきます。

小林 自治会についての課題を議論する場として自治会長会議を活用してはいかがでしょうか。

総務課長 自治会長会議の場では一般的な話になってしまっていますが、自治会ごとには呼んでいただければ、いつでも職員が参って課題を共有したいと思います。

幼小中一貫校の複合施設化や地域連携について

保護者や教員だけでなく地域の皆さまの意見を聞く

一貫校に持たせる機能について伺います。

教育長 村では、まだ建設予定地が決まっていないことから、具体的な施設の配置計画は立てられません。放課後児童クラブや地域の皆さまが集まる場所となる複合施設にしたいと考えています。

また、検討の際には、保護者や教員だけでなく地域の皆さまのご意見をいただきたいと考えています。

小林 少子化が進んでいく中で、今後長い目で見たときの部活動の地域移行のあり方は。

学校教育課長 休日の部活動指導の委託先については、民間や地域のボランティアが選択肢となります。

指導者の確保が大きな問題ですが、村の方にお願いただけるのが望ましいと思います。





城所 英樹 議員

きよかわブランドについて

村内の事業者・生産者と連携し 新たな特産商品につながることを期待する

村の産業振興や認知度の向上を図る上で、特産物の普及活動を推進することは大変重要であります。

村では、きよかわブランドとして募集を始め、今後推進されると思われるので、きよかわブランドの設置の目的や経過について伺います。

村長 これまで、村独自で認定商品と定める正式な基準はありませんでした。

村でも、独自のブランドの認定商品に関する制度の見直しを図るとともに、地域産業に好循環が生まれる仕組みづくりを構築するため、令和3年度から、きよかわブランド認定準備会議を立ち上げました。昨年末には、準備会議の意見を取りまとめ、きよかわブランド認定制度実施要綱を策定しました。

ブランド認定する商品区分は三つのカテゴリーに分けました。

一つ目が一次産業品で、村内で生産された農産品や畜産品などになります。二つ目が加工品で、村内の産品を活用するか、村内で製造された菓子類や畜産加工品、調味料などになります。



三つ目に工芸品で、村内の資源を活用したものか、村内で製造された木工品や陶磁器などになります。



村内で生産、販売されております各種商品を参考に、申請しやすいブラ

ンド認定となる考え方となっておりますので、多くの皆さまに応募いただきたいと考えております。



村長 ブランド認定審査委員会は、次年度以降も年2回ほど実施する予定であり、新規の商品開発や改良などの相談を受け付けておりますので、新たな特産商品につながってくるものと期待をしています。



アンテナショップとしての役割のある道の駅「清川」

今後の支援体制ですが、認定商品を生産される事業者の方へのどのような課題があるのか、どのような展開を望まれているのかなどの意見交換を行い、商品の認知度の向上とともに、地域の発展や地域経済の活性化を図っていくためにも、しっかりと検討してまいりたいと考えております。

また、事業を展開していく中で必要となる仕組みや事業者支援策など具体的な政策や予算につきましては、議会へお諮りしながら事業を推進したいと考えております。



森林は村の貴重な資源





笹原 和織 議員

コロナ禍後を見据えた 村の教育について ～体力・健康面

バランスのよりよい生活習慣の
確立が必要
住環境の保護の両立を

今回は議員としての初心に立ち返り、コロナ禍後を見据えた村の教育について、先ず体力・健康面におけるその影響から伺います。

教育長 令和4年度の文科省調査と村の結果を比較すると、男女共に全国平均を上回っており、特に中学校男子ではコロナ禍前を全国平均から約5

ポイント上回る高い水準です。他方課題は、スマートフォンやゲーム機などを見ている時間の多さで、今後さらに運動・学習・睡眠・食事のバランスのよりよい生活習慣の確立が必要だと考えます。

笹原 そのためにPTAを中心とした家庭や地域との協働が必要だと思いますが、その点いかがでしょうか。

教育委員会参事 学校からの指導やPTAの活動を通じても試みていますが、未だ十分な成果が上がっているとは言えず、引き続き啓発に努めたいと考えます。

笹原 今後の少子化も視野に入れ、学校行事の開催方法や内容の見直しも必須と考えますが、その点はいかがでしょうか。

教育委員会参事 必要であり今後の小中一貫校における教育の在り方も視

野に入れ、縦割り活動の強みを生かしたいと考えています。



笹原 指導内容の紹介の中で一人一人の記録をきちんと把握して指導するという活動があったが、これこそ村の子どもたちの学習や精神面の向上にも生かすべきであり、少

子教育環境の中では「自分と競う」と言うことの大切さを定着させていくことを今後の村の教育の根底に据えるべきと考えますがいかがでしょうか。

教育委員会参事 今後の小・中一貫校の教育課程にも生かせるように、各校とも今後研究を重ねたいと考えます。



コロナ禍後を見据えた村の教育について 学力・精神面

環境は整いつつあり、今後よりさらに改善されると考えられる

学力面や精神面の影響 がどのように現れ、悪影響に対してはどのように対応するか、全国学力調査などを踏まえた現状を伺います。

教育長 マスク着用による対話の減少は大きく、学習指導要領が推進する対話的な学習活動への制約も生じ、精神面では対人的な会話や相談等の場面でのコミュニケーションに障害を感じる子が増えるなど、深刻な影響があります。新たに導入されたタブレットも活用し

県の委託事業などに参加したり、いじめ対策やカウンセリングなどの相談補助者を増員したりして対応しています。学習面ではタブレットの活用は一段と進み、緑中学校では

定期テストを廃止し、各教科とも単元学習による個人個人の学習成果の把握とその伸びを指導と評価に生かす工夫が始まっています。

笹原 回答には学力調査に関する説明が詳述されませんが、厳しく指摘すれば、少子教育の環境やタブレット導入が成績の向上に繋がっていないと指摘します。タブレット学習では単元学習が可能とのことですが、これは個々人の振り返りや学年を越えた単元の先取り学習も可能なか伺います。

教育委員会参事 学年の枠も越えたドリル学習の環境は整いつつあり、今後のアップデートによりさらに改善されると考えています。

村長 村では、社会科副読本「みんなの清川」を作成し、村章の由来や村民憲章、村の木、花、鳥などを掲載し、村内の様子や産業、災害や犯罪から住民を守るための消防や警察、また、宮ヶ瀬ダムのはたらきや郷土の先人たちについて学習するほか、村で編纂した「村史」や「郷土史」などもあるもので、そうした貴重な資料も活用し、より一層郷土に誇りを持てる学びができるよう、各学校にも働きかけてまいります。

より一層郷土に誇りを持てる学びができるよう働きかける

郷土に誇りを持つためには、現在の村の地理や産業を知ると同時に、その歴史的な成り立ちを知ることも重要であると思われるが、そこで現在そのために使用されている教材とその内容について伺います。

村に誇りを持った めの教育の在り方 について

です。



落合 美和 議員

超高齢化時代を迎えるにあたっての 村の健康寿命延伸への取組について

介護予防事業・疾病予防事業を一体化した 健康寿命延伸事業を推進していく

団塊世代が後期高齢者となり一段と高齢化比率が高まる超高齢化時代は目の前に迫っており、社会保障制度の崩壊、介護離職者の増加、労働力不足の深刻化といったさまざまな問題が表面化してきています。この問題に対応すべく、厚生労働省の健康寿命延伸プランでは、2040年までに健康寿命を男女とも75歳以上とする目標を掲げています。この目標達成のためには地方自治体・保険者・関係団体がこれまで以上に連携し、地域ぐるみで取り組んでいく必要があります。そこで、

①健康寿命延伸に向けた村の取り組み内容
②取り組みの推進における課題
について伺います。

これらにより、本村としてもこれまで一次予防の観点からの妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない子育て包括支援を行ってまいりました。二次予防の観点では、やまびこ健診・各種がん検診・保健指導を通じた疾病予防・重症化予防への取組、さらに介護予防・認知症予防の分野では転倒予防教室・脳活性化教室の開催を初め、オレンジカフェきよかわ・サロン活動で予防推進を行ってきました。今後は高齢者へ向けた介護予防事業と生活習慣病などの疾病予防を一体的に実施する健康寿命延伸事業を立ち上げて高齢者に向けた予防・健康づくりへの支援を推進します。

村長 ①健康寿命延伸に関しては国が掲げる人生100年時代に向けた社会保障改革の一環として健康寿命延伸目標達成に向けた具体策が定めら

れており、本村としてもこれらに合わせた高年齢者からの妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない子育て包括支援を行ってまいりました。二次予防の観点では、やまびこ健診・各種がん検診・保健指導を通じた疾病予防・重症化予防への取組、さらに介護予防・認知症予防の分野では転倒予防教室・脳活性化教室の開催を初め、オレンジカフェきよかわ・サロン活動で予防推進を行ってきました。今後は高齢者へ向けた介護予防事業と生活習慣病などの疾病予防を一体的に実施する健康寿命延伸事業を立ち上げて高齢者に向けた予防・健康づくりへの支援を推進します。

保健福祉課長 コロナウイルスによる行動制限期間中には教室を一時中断しておりましたが、感染対策を万全に講じながら再開し、令和3年度の参加率実績としては本村の

落合 転倒予防教室・脳活性化教室については月3回〜4回の開催と聞いています。本村の高齢者の方の参加状況について伺います。



脳活性化教室

を構築していくことが必要と認識しています。

対象高齢者901名に対して、両教室での参加率は11%となっています。

落合 参加率が10%台と低い数字であり、改善すべきと考えます。参加促進をはかる中核機関である地域支援センターの役割が重要であり、その支援センターの活動が周知されていないことも課題の一つです。地域包括だより・認知症ケアパスといった大変役立つ情報が記載された資料が発行されているにもかかわらず高齢者のもとにそれが届いていないことも一因と考えますが、これらの資料の配布・周知方法の考え方について伺います。

保健福祉課長 地包括支援センターについては、名前は知っているが、その内容まで知っているのは全体の1/4程度となっています。包括だよりはサロン活動時の配布・民生委員さんによる戸別訪問、ケアパスにつ

落合 地域のサロン活動・認知症カフェにおいて過去質問した「回想法」を組み入れることは効果が見込めますが、その後の回想法の検討。取り組み状況について伺います。

保健福祉課長 地域の「通いの場」であるサロン活動などは社会活動への参加防止の観点からも重要であると認識しています。質問の回想法については現状では実績がありませんが、ご提案の地域サロンなどにうまく活用できないか検討してまいります。



臨時会

5月1日に開催されました

5月1日開催の第1回臨時会では、正副議長および厚木愛甲環境施設組合議会議員の選出選挙、各常任委員、議会運営委員の選任などを行いました。また、契約の締結2件、人事案件1件を原案どおり可決、同意しました。

新しい議会構成



副議長 山本 雅彦



議長 細野 洋一

企画振興常任委員会



副委員長
笹原 和織



委員長
落合 美和



委員
細野 賢一



総務文教常任委員会



副委員長
小林 大介



委員長
城所 英樹



委員
藤田 義友



※それぞれの常任委員会には、上記の3委員のほか、正副議長が所属し、各委員会は5人で構成されています。

常任委員会

常任委員会は、議案、陳情などが複雑多岐にわたり、本会議の限られた時間の中でこれらを十分に審議し、結論を出すことが難しいことから、議会の予備的審査機関として設置されています。

本村では、次の2つの常任委員会が設置されており、委員数は条例により各5人以内で、任期は2年になります。

- ◆総務文教常任委員会・・・総務課の所管に関する事、政策推進課所管の財政に関する事、税務住民課所管の税務・住民・保険・年金に関する事、保健福祉課の所管に関する事、教育委員会の所管に関する事を担当します。
- ◆企画振興常任委員会・・・政策推進課所管の政策推進に関する事、税務住民課所管の環境衛生に関する事、産業観光課の所管に関する事、まちづくり課の所管に関する事を担当します。

議会運営委員会

議会運営委員会は、議会の日程、会期、議案、一般質問の取り扱いなどを議会招集前にあらかじめ協議するとともに、さまざまな議会運営上の問題の調整などを行い、議会を円滑かつ効率的に運営するために設置されています。なお、委員数は条例により4人、任期は2年となっています。

										議会選出委員										委員長 城所英樹		副委員長 笹原和織	
																				委員 落合美和		委員 藤田義友	
監査委員		笹原和織		城所英樹		落合美和		藤田義友		山本雅彦		山本雅彦		山本雅彦		山本雅彦		山本雅彦					
厚木愛甲環境施設組合議会議員		藤田義友		山本雅彦		山本雅彦		山本雅彦		山本雅彦		山本雅彦		山本雅彦		山本雅彦		山本雅彦					
総合計画審議会委員		笹原和織		城所英樹		落合美和		藤田義友		山本雅彦		山本雅彦		山本雅彦		山本雅彦		山本雅彦					
行政改革推進委員会委員		城所英樹		落合美和		藤田義友		山本雅彦		山本雅彦		山本雅彦		山本雅彦		山本雅彦		山本雅彦					
消防審議会委員		笹原和織		城所英樹		落合美和		藤田義友		山本雅彦		山本雅彦		山本雅彦		山本雅彦		山本雅彦					
国民健康保険運営協議会委員		山本雅彦		山本雅彦		山本雅彦		山本雅彦		山本雅彦													
民生委員推薦会委員		城所英樹		落合美和		藤田義友		山本雅彦		山本雅彦		山本雅彦		山本雅彦		山本雅彦		山本雅彦					
ホテル等建築審議会委員		細野賢一		城所英樹		落合美和		藤田義友		山本雅彦		山本雅彦		山本雅彦		山本雅彦		山本雅彦					
土地利用推進委員会委員		細野賢一		城所英樹		落合美和		藤田義友		山本雅彦		山本雅彦		山本雅彦		山本雅彦		山本雅彦					

議案審議の結果

提出	議決日	件名	審議結果	小林大介	落合美和	城所英樹	細野洋一	藤田義友	笹原和織	山本雅彦
村長	5月1日	工事請負契約の締結について（令和5年度村道谷戸横道線新設工事）	可決	○	○	○	○	○	○	○
		工事請負契約の締結について（令和5年度清川庄送センタースクリーンかす設備更新工事）	可決	○	○	○	○	○	○	○

※細野賢一議長は、採決に加わりません。 ○は賛成 ●は反対

提出	議決日	件名	審議結果	小林大介	落合美和	細野賢一	笹原和織	藤田義友	城所英樹	山本雅彦
村長	5月1日	監査委員の選任につき同意を求めることについて	同意	○	○	○	除	○	○	○

※細野洋一議長は、採決に加わりません。 ○は賛成 ●は反対 「除」は除斥

契約の締結

工事請負契約の締結について(令和5年度村道谷戸横道線新設工事)

工事請負契約の締結について(令和5年度清川庄送センタースクリーンかす設備更新工事)

契約の目的

令和5年度村道谷戸

横道線新設工事

契約の目的

令和5年度清川庄送

契約の概要

工事延長 距離18

9.5m、幅員5m

契約の相手方

清川村宮ヶ瀬971

ー37

株式会社 落合組

契約金額

1億3706万円

契約方法

指名競争入札

全員賛成で可決



工事が進む村道谷戸横道線

人事案件

監査委員(議会選出)に

笹原和織氏

監査委員(議会選出)

の選任について、議会の同意を求められ、笹原和織議員の選任を同意しました。

笹原和織議員は、今回で3期目となります。

全員賛成で同意

契約の相手方

横浜市港北区新横浜

3ー6ー5

荏原商事株式会社

神奈川支店

契約金額

1億9492万円

契約方法

指名競争入札

全員賛成で可決



【監査委員とは?】

地方自治法の規定により、地方公共団体の財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理を監査する委員で、地方公共団体が必ず設置しなければならない独任制の執行機関であり、当該委員は、村長が識見を有する者および議員のうちから議会の同意を得て選任します。

第3回「議会報告会」

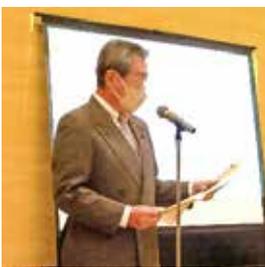
令和5年3月26日(日)開催

議員と参加者でテーブルを囲み

清川村議会では、議会改革研究会の一環として村民に「開かれた議会」を目指し、この度、第3回議会報告会を開催いたしました。

今回は、前回参加された皆さまのアンケートによるご意見やご要望にありました「議会カフェ方式」を反映させ、飲み物を嗜みながら村議会議員と参加者の皆さままで、ざっくばらんな意見交換などを実施しました。

今回の報告会は、先日の3月定例会で審議された令和5年度の村の予算について、各常任委員会委員長から主な村の事業計画についての説明がさ



説明をする笹原和織議員



説明をする城所英樹議員

れたほか、議員と参加者でテーブルを囲み、村民から見た現在の村の抱える課題で、主に、老朽化が進む「ふれあいセンターの運営」や、山に囲まれた地域である清川村ならではの「村道整備」、「森林環境整備」などについて、さまざまな意見交換をし、村政についてホットに語り合いました。



参加者とテーブルを囲んで

愛甲郡町村議会議員研修会

令和5年3月30日（木）、村生涯学習センターせせらぎ館において愛甲郡町村議会議員研修会が開催され、愛川町・清川村の議会議員および事務局職員の計27人が参加しました。

現在、愛川町・清川村両議会では、「議会におけるタブレット端末導入」について、検討を進めております。本研修では、各議員がデモ機器による操作体験などを実施しました。

議会運営の効率化やペーパーレス化など、実践に向けた内容は、今後のタブレット端末導入に向け、大変参考となりました。有意義な時間となりました。



研修会の様子（デモ機器の操作）

企画振興常任委員会

令和5年4月14日（金）、企画振興常任委員会において「村道谷戸横道線新設工事」の進捗状況における現地調査を実施しました。

この村道は、「清川村みちづくり計画」により事業が進められており、距離193・09m、幅員5.5mの道路で令和6年度完成予定です。

同計画では、村民の安全安心な道路通行の確保に向け、改良整備を計画的に推進し、有効的な土地利用や生活環境の向上に努めます。

出席した委員は、担当課による工事の概要や進捗状況の説明に対し、熱心に耳を傾けていました。



担当課より工事の詳細な説明を受ける

次の定例会の予定日は **6月6日から**

皆さんの傍聴をお待ちしています。

編集室から

清川村議会では5月より議長をはじめ、役割分担を一新しました。

この議会だよりの編集につきましても、より良い情報発信を目指して取り組んでいきます。紙面へのご意見・ご要望を募集しています。「こんなことを載せてほしい」「こんな情報が知りたい」といった声を、ぜひお寄せください。

さて、清川村の人口は2782人（3月31日現在）となりました。

全国で1700以上ある市区町村を人口が少ない順に並べると、清川村は150番目くらい、関東地方に限定すると13番目（総務省調べ、令和4年1月1日現在）となります。

小さな村ですが、観光客数は年間約240万人（令和3年度）に上ります。

今年はさまざまな行事が以前の姿に戻るなど、多くの賑わいが予想されます。村内外のたくさんの方が清川村を満喫できる1年なることを願っています。（小）

発行／清川村議会
編集／議会だより編集委員会
委員長 小林 大介
副委員長 城所 英樹
委員 細野 賢一
委員 細野 洋一
委員 山本 雅彦
〒243-0195 神奈川県愛甲郡
清川村煤ヶ谷2216番地
TEL.046(288)1576
FAX.046(288)1767
【E-mail】kiyokawagikai@town.kiyokawa.kanagawa.jp

この広報紙は再生紙を使用しています。